

知的財産権を担保にした 資金調達の現状

吉田国際特許事務所（商工研相談業務委嘱先） 所長、弁理士

吉田芳春



Q 当社では、自社開発の新製品の特許出願をしています。最近では知的財産権（以下「知財」という）を担保に資金調達ができるという暖簾の商標権を金融担保としているそうです。その現状を教えてください。

A これまで実際に融資担保とされていた

知財は、特許出願、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権です。ただし、ご質問の「特許出願」については特許率五〇〜六〇%と担保リスクが高く、現在では融資担保とするとは少なくなっています。中小企業に認められる早期審査手続き（約二カ月位で審査完了）により、審査を早めるべきです。企業の暖簾やハウスマークあ

るいは商品名やサービス名を対象とする商標権は、継続使用されるとブランド価値が高まり、信用（Good Will）が蓄積されるので、担保価値が高くなります。因みに、インターブランド社の「ブランド格付け2014」では、一位のアップルのリンゴマークは一一八億六三〇〇万ドル、八位のトヨタのエンブレム+ロゴは四二三億九二〇万ドルと評価されています。次に、著作権は、創作によって権利発生するので、創作の事実を（株）日本電子公証機構の電子認証等で後日証明できるように工夫しておく必要があります。著作権ではソフトウェア著作物の担保融資が多く見られます。融資に際しては、質権、譲渡担保、無担保の手法が採用されています。質権は、特許庁原簿に質権設定が登録されるもの

原権利者には何ら変更がありませんが、貼付印紙額が担保額の一〇〇〇分の四と高額になっています。譲渡担保は、譲渡により金融機関が権利者となることで担保とするが、原権利者が実施できるとするものです。金融機関としては、譲渡を受けた権利の維持管理義務を課される一方、原権利者にとっては名義人から外れるという問題点が残ります。無担保の方式は、契約書に取り決めておくもので、担保実行に際しては手続きが必要となります。

2. 金融庁の指導

金融庁は、平成十九年に「個人保証に過度に依存しない融資の推進にかかる要請について」を公表し、業界団体に対して知財担保融資に係るアンケートを実施・公表することを要請して

います。また平成二十六年の「金融検査マニュアル」では「取引先である中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組み等」の項で中小企業に適した資金供給手法の徹底に係る具体的手法例として、「特許、ブランド、組織力、顧客・取引先とのネットワーク等の非財務の定性情報評価を制度化した、知的資産経営報告書の活用」と「経済産業省の推進する技術評価等と連携した取組み」とを示しています。

3. 金融機関の取り扱い例

① 政府系金融機関

(1) 日本政策金融公庫

特許庁報告によると、平成二十五年度・五百四十七社・二一四億円が融資実績として示されています。実績は新企業育成貸付（国民生活事業）および新事業育成資金（中小企業事業）のうち知財を利用した新事業向けを合算したものです。

(2) 商工組合中央金庫

成長・創業支援プログラムを提供しています。成長分野の中

小企業に対して、計画策定の構想段階から関与し、情報提供やコンサルティング等により支援。次に、外部評価委員会により技術や成長性・事業性等を評価し、「新成長戦略計画」として認定しています。さらに、低金利等で資金を融資し、併せてビジネスマッチング等のソリューションを提供しています。

知財担保については、平成二十三年に、福井県の企業に立体(曲面や球面)印刷や微細印刷に関する特許権を担保にして融資しています。その他、食料油脂や健康食品等の特許権等の担保融資を複数実行しています。また、富山県の酒造メーカーの商標権を担保にして融資しています。

(3) 日本政策投資銀行 特許電子図書館 (IPDL) の権利者名に同行名を入力すると、九十五件の該当があります。この件数は譲渡担保による権利者名であると判断されます。内訳は特許権の譲渡担保が七十二件で、特許出願の譲渡担保が二十一件です(データは平成三〇～十六年の特許権・特許出願)。

② 民間金融機関

知財だけではなく、技術・ノウハウも評価して融資するパターンが多くなっています。技術・ノウハウは、バランスシートに記載されていませんが、人材・組織力・経営理念等とともに競争力の源泉となる経営資源で、これらは「知的資産」と称されています。知的資産は、知的資産経営報告書に詳細に表現されるほかに、知的経営レポートにも的確に表示できます。

兵庫県や埼玉県の信用金庫は、知財と知的資産に基づき担保融資を行っています。また、京都府は「知恵の経営」実践として知的資産経営報告書を有識者に評価・認証させ、低利融資をする手法を実施しています。さらに大分と千葉の地元銀行は、民間調査会社の特許評価を参照して担保融資を行っています。

4. 価値評価の仕方

従来は次の三通りが実施されています。

第一のコストアプローチ法は、知財を創造し、取得するまでの費用で評価する手法です。容易

に評価できる反面、将来の利益やリスクを反映していないことが短所です。次のマーケットアプローチ法は、類似する知財が市場で取り引きされる場合の価格・価値を参考に評価する手法です。取引事例が少なく、現実的に実施できないことが短所です。さらにインカムアプローチ法は、知財を利用して将来期待される収入・収益の割引現在価値で評価する手法です。将来の利益やリスクを反映しています。将来キャッシュフローの予測や割引率の設定が困難です。したがって、各方法を使い分けることが必要となります。

5. 特許庁の取り組み

平成二十六年九月十五日付「日刊工業新聞」は、特許庁が「知財ビジネス評価書」の作成手法を見直すと報じました。融資の審査に役立ててもらおうことを目的に、金融機関が民間の第三者機関を入れて知財ビジネス評価書を作成するものです。

① 中小企業が知財を活用したビ

ジネスで創造する経済的価値の定量的な評価、② 保有する技術・ノウハウや顧客基盤等に重点を置いた定性的な評価、③ 知財そのものの経済的価値や他者の知財を侵害する可能性の有無など——を組み合わせて判定する評価の方法が採用されます。

特許庁は、二〇一五年度から知財ビジネス評価書作成を重点化して推進する方針で、今後知財担保融資例が増加するものと予測されます。

6. 弁理士の目利きによる担保融資体制

十数年前から技術分野ごとの弁理士を集めて外部評価団を構成し、銀行調査部から「知財目利き」を受託しています。納期は受領後一週間以内と短期間ですが、担保融資申込案件の約三〇%は担保可能案件として評価され、実際に担保または添え担保として融資されています。

*

知財取得・活用などついで個別のご相談は、商工研の経営相談でお受けしておりますので、ぜひご利用ください。